

人権擁護委員の皆さんに インタビューしてみました

「人権擁護委員って実際にどんな相談に乗っているんだろう?」「相談してみたいけど、こんなこと相談してもいいのかな」
今回は、5人の人権擁護委員の方にインタビューをしました。



地区人権擁護委員会
代表



子ども担当委員



「人権の花」運動
実行委員



こどもたちの
人権メッセージ発表会
実行委員A



こどもたちの
人権メッセージ発表会
実行委員B

人権相談では、どのような相談を受け、どのように対応されているのでしょうか。

(地区代表) 寄せられる相談は、DV、セクハラ、いじめ、インターネットでのプライバシー侵害や誹謗中傷等、同和に関する事、隣近所の気持ちの行き違いなどいろいろな内容があります。

(メッセージ担当委員A) 相談を寄せてきてくれた方には、寄り添って、お話をじっくり聞いて傾聴するという事を心掛けています。

(人権の花担当委員) 人権相談のドアを開くまでには、きつとすぐく勇気が必要だと思ふんです。それを乗り越えて相談してくださった方の、初めはたくさん抱えられている思いが、少しでも整理されて、ご自身なりの着地点のようなものを見つられて、最後には少しでも肩の荷を下ろしていただけるように、お話をお聞きすることができればと思っています。

人権啓発にかける思いをお聞かせください。

(メッセージ担当委員A) 人権侵害が起こらないようにする「予防」が非常に大事だと思っています。

(人権の花担当委員) 私は、子どもたちにお

花を育ててもらふ活動を担当しているのですが、命の大切さということ伝えられればと思っています。

人権と聞いてもなかなか身近に感じづらい方もいらっしゃるかと思いますが、人権擁護委員の皆さんは、人権についてどのように捉えられていますか。

(メッセージ担当委員B) 人権というのは、そこにいろんなことが集約されていますけれど、皆それぞれが自分らしく人間らしく生きる権利を持っている、本当に人間の基盤の部分なんです。

(子ども担当委員) 人権という大上段で構えると、子どもたちにとって、あるいは大人でもなかなか難しいですから、人権という論の中に含まれる差別やいじめといった具体的な問題とともにこれを捉えていくというのも一つの方法だと思います。

(地区代表) 人権について考えていくうえでは、差別について知ること、今の社会に対する正しい知識・認識を持つということが、人権侵害をしないためにも必要だと思います。最後に、区民の方に向けてメッセージをいただければと思います。

(メッセージ担当委員B) 私たちは子どもたちが人権について正しく理解し、楽しく学校生活を送れるように小学校の人権教室のお手伝いをしています。そして人権が自分にとっても誰にとってもかけがえのない大切なものであり、それが守られるようお願い、働きかけています。

(メッセージ担当委員A) どうしようもなく悲しい相談もありますが、心から思っているのは、笑顔を取り戻してほしい。その人が笑顔を取り戻す一助になればいいなと思っています。

(人権の花担当委員) 友達にも身内にも話せない、第三者にだから話せることもあると思います。もちろん、私たちには守秘義務があるので、秘密は守ります。

(地区代表) 安心して相談してきてください。相談って、難しいことではなくて、どんなことでもいいのでお話しください。困ったとき、つらいとき、一緒に考えましょう。だから、どうぞ待っています。

インタビューの全文は
区HPQ 1022 からご覧になれます▶



各総合支所で人権擁護委員が相談に応じます 人権問題でお困りの方はご相談ください

●区の人権擁護相談(事前予約制)

第1木曜日 世田谷総合支所	いずれも午後1時30分～午後4時30分
第2月曜日 砧総合支所	(祝・休日、年末年始を除く)
第2金曜日 北沢総合支所	予約方法 前日の午後5時までに、電話またはファクシミリで
第3火曜日 玉川総合支所	人権・男女共同参画課(☎6304-3453 ㊟6304-3710)へ
第4水曜日 烏山総合支所	

※東京法務局でもご相談いただけます。



令和7年度は世田谷区が「こどもたちの人権メッセージ発表会」の会場区となります

東京23区と島しょ部の小学4～6年生の子どもたちが
家庭や学校生活などで感じた人権に関する様々な思いを発表します。

日程 令和7年9月20日(土) **会場** 玉川せせらぎホール